

事案発生日	令和7年7月31日
事業者名	株式会社マリンリンク
発出日	令和8年3月2日
命令の内容	<p>令和8年4月1日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、内航海運業法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに安全管理規程の遵守を確実にすること。2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。3. 船長は、安全管理規程第23条に基づき、船舶の安全運航に支障がある時は運航管理者と協議を行い運航計画又は配乗計画の臨時変更の措置を執ること。4. 安全統括管理者等は、安全管理規程第35条に基づき、乗組員が酒気を帯びて当直を実施することがないようにアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。5. 船長は、安全管理規程第39条に基づき、事故拡大防止のための措置等を講じるとともに速やかに事故の状況及び講じた措置を運航管理者及び関係各所に連絡すること。6. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上、事故を想定した実践的な事故処理訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。